

伊達市告示第53号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）の別表の備考の規定により、市長が定める区域を次のとおり定める。

平成24年3月30日

伊達市長 菊谷 秀吉

1 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定により定める区域

- (1) a 区域 平成24年伊達市告示第50号により指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあつては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）
- (2) b 区域 指定地域のうち、第2種区域（a区域として定める地域を除く。）
- (3) c 区域 指定地域のうち、第3種区域

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。